

前枚方市議会議長	田口敬規 様
前枚方市議会副議長	番匠映仁 様
自由民主党・無所属の会代表	前田富枝 様
日本共産党議員団代表	堤 幸子 様
連合市民の会代表	野村生代 様
公明党議員団代表	丹生真人 様
命を守る政治の会代表	漆原周義 様

2026年4月27日付再質問状に対する回答

令和8年5月19日
伏見 隆

前提

本件に関するご質問に対して回答させて頂くにあたり、貴職らが問題視されております「政務」と「公務」との区別の問題について、私の考えをまずは述べさせて頂きます。

市長は、地方自治法上、普通地方公共団体を統轄し、これを代表する立場にあります。また、市の事務を管理し、執行する行政組織の最高責任者でもあります。

他方で、市長は、住民の直接選挙によって選ばれる存在であり、行政機関の長であると同時に、政治的信用を受けた政治家でもあります。

したがって、市長の活動には、行政的側面と政治的側面が混在する場面があることは、制度上も実務上も避けられないものと考えております。

もっとも、だからといって、政治と行政の区別を曖昧にしてよいということにはなりません。むしろ、市長の地位に政治的側面と行政的側面が混在するからこそ、枚方市長の職務に係る倫理に関する条例はもとより、公金、公用車、市職員、自治会その他行政に近い組織を用いる場合には、その活動の性質を事前に整理し、政治的中立性に疑義を生じさせない運用を行う必要があります。

この点について、今回のタウンミーティングでは、市政について市民の皆様に説明し、ご意見を伺うという行政的な目的があったことは事実です。

一方で、私自身が政治家であり、また政党に所属する者である以上、外形的に政治活動との関係を疑われ得る場面があったことも否定できません。

本来であれば、事前にこのタウンミーティングを行政活動として実施するのか、あるいは政治活動として実施するのかを明確に整理し、その整理に応じて、主催者、案内方法、自治会等地域団体との関係、費用負担、政治家の参加のあり方を明確にしておくべきでありました。

今回のタウンミーティングは、市政と無関係な純粋な選挙運動を市の組織に行わせる意図はありませんでしたが、私の意図がどうであれ、「政務」と「公務」の区分について疑念を生じさせたこと自体は非常に重く受け止め、真摯に反省しております。

今後は、同様の疑念を招かないよう、次の対応を行います。

第一に、市長の対外活動について、公務として行うものか、政務として行うものかを事前に整理する基準を設けます。

第二に、公務として実施する場合には、特定の政党、会派、候補者、後援会を利することがないように、政治的中立性を徹底します。

第三に、政務として実施する場合には、市職員、公金、公用車、市の広報手段、自治会その他行政に準ずる組織の関与を排除し、後援会または政党の責任と費用において実施します。

第四に、自治会等の地域団体との関係についても、組織的動員と受け取られることのないよう、参加の任意性、政治的中立性、費用負担の明確化を徹底します。

第五に、今後のタウンミーティング、地域説明会、意見交換会等については、開催前に、主催者、目的、費用負担、職員の関与、政治家の参加の有無を整理し、記録化いたします。

今回、議会の皆様からご指摘をいただいたことで、政務と公務の分離について、私自身の整理に甘さがあったことを認識いたしました。

私は、政務と公務は制度上完全に分離できるものではないと考えております。

しかし、完全に分離できないからこそ、市民の皆様から疑念を持たれないよう、可能な限り明確な基準を設け、厳格に運用していく必要があります。

本件については、私自身、真摯に反省し、今後の運用改善を直ちに行ってまいります。

したがいまして、議会の皆様におかれましては、今後の再発防止と運用改善を確認していただく形でご理解を賜りたいと存じます。

市政の停滞を招くことなく、議会の皆様のご指導をいただきながら、政務と公務の区分をより明確にし、市民の皆様から信頼される市政運営に努めてまいります。

1. 違法性の認識と、問題発覚後の「隠蔽疑惑」について

1) 公共施設の不正利用と使用料の扱いについて

前回の回答書で市長は本タウンミーティングは「政務」であり、「伏見たかし事務所」が事務を担ったと明言されました。一方で、会館使用料については「自治会側で会館の使用規約に基づき適正に処理されているものと認識している」と述べるにとどまり、減免の有無について明言を避けています。仮に最初から政治団体である「伏見たかし事務所主催」として施設を申請していれば、使用料の扱いや貸し出しの可否は異なっていたはずで、「自治会主催」として申請を行ったことで、結果として施設の使用料の減免等を受けていた事実はありますか。また、市長は前回の回答で「会館使用料の支払い事務等は伏見たかし事務所が担っている」と明言されています。政治団体が実質的に支払い事務を行ったのであれば、その事実と適正な支払額(減免の有無)を証明する客観的な資料が必要です。「伏見たかし事務所」が支払った当該会館使用料の「領収書の写し」を、本回答書に添付して提出してください。

回答

私の考えにおいて本来「伏見たかし事務所主催」として施設の申請をしなければならなかったものについて、「自治会主催」として申請をして頂いたものはないと認識しております。

会館使用料については、会館管理者から請求された金額をお支払いしています。

なお、「自治会主催」の場合には、自治会において使用規約に基づき、無料、免除又は減額となる場合も含め、あらかじめ定められた基準に従い適正に処理されているものと認識しております。

2) 問題発覚後の対応について

「自治会主催」としてタウンミーティングを開催しながら、参加者の名簿(個人情報)が取得されたこと等に対し、地域住民から不安や不信の声が上がった事実を把握していますか。

また開催した後に、市長側から自治会へ、あるいは自治会側から市長側に対して、「主催者を『伏見たかし事務所』に事後変更したい(変更してほしい)」との申し出や協議が行われたケースがあったのではないのでしょうか。

市長側からの申し出であれば問題の隠蔽を図る悪質な行為であり、自治会側からの申し出であったとしても、当初の「自治会主催」という名目が地域に責任を負わせるための偽装であったことの何よりの証拠と言わざるを得ません。どちらからの申し出であったかも含め、明確な意図とその事実関係をお答えください。

回答

私の方でも、一部の地域住民の方から「なぜ個人名を記載する必要があるのか。」との疑問の声があったことは確認しております。

前日も回答させて頂きましたとおり、こちらは補足的に参加された市民の皆様からの個別の質問に対して後日回答させて頂くことを目的に行われたものであり、目的外の利用は一切されておりませんが、上記疑問の声が上がっている以上、説明不足があったことは否めませんので、その点は反省いたします。

また、開催した後に、市長側から自治会へ、あるいは自治会側から市長側に対して、「主催者を『伏見たかし事務所』に事後変更したい(変更してほしい)」との申し出や協議が行われたケースについては確認されておられません。

なお、開催後、一部の会館において、主催者の位置付けや会館使用料の取扱いについて、市長側から確認を行うとともに会館使用料を支払ったケースがありましたが、これは、市長側で準備していた会館使用料について、開催日当日、お支払いする意向を示しましたが、自治会側において受領されず、支払いの実施には至らなかったことを受け、後日改めて確認を行い、会館使用料を支払ったものであり、ご質問にある「主催者の事後変更」を申し出たものではございません。

2. 市民への迷惑と「政治的中立性」の著しい矛盾について

1) 「相談」という名の権力的な圧力と「住民自治の原則」の侵害について

市長は、開催の形態や運営について「自治会との事前相談のうえ、自治会側の主体的判断により決定されたもの」であり、一方的に働きかけたものではないと回答されました。しかし、絶大な行政権限を持つ現職市長(およびその後援会)からの直接的な持ちかけは、自治会にとって事実上の「断れない要請(圧力)」として機能します。本来、政治的に中立であり住民同士の絆を育む場である地域コミュニティに対し、首長が自己の政治的意図(政務)を持ち込んで「主催」の看板を背負わせる行為は、憲法第92条が保障する「住民自治の原則」の自律性を根底から損なう不当な介入だと考えますが、市長の見解を伺います。

回答

まず、前提で申し上げましたとおり、「政務」と「公務」を明確に区別するための基準を設けていなかった点については改めて重く受け止めお詫び申し上げます。

私としては、市長からの持ちかけであるとの理由だけで、一律全て自治会にとって「断れない要請(圧力)」というべきものではないと考えております。

もっとも、ご指摘を踏まえ、疑念を持たれないよう行動に留意を徹底します。

2) 「事前相談」の実態と、司会進行・登壇。名簿取得の合意について

市長はあらゆる問題点の責任を「自治会との事前相談のうえ、主体的判断により決定された」と自治会側に責任を転嫁しようとしています。では、その「事前相談」の場において、①特定の政党所属議員が司会進行を務めること、②特定の政党所属議員が登壇すること、③参加者から個人情報（名簿）を取得し後援会が回収すること、という極めて政治的でセンシティブな内容について、事前に明確な説明を行い、自治会側から完全な合意を得た上で実施しましたか。もし合意を得ずに実施していたのであれば、市長側が独断で政治活動、特定の政党のアピール、および個人情報収集を行ったことになり、地域組織に対する重大な背信行為になります。この3点に関する合意の有無について回答を求めます。

回答

私としましては、①特定の政党所属議員が司会進行を務めること、②特定の政党所属議員が登壇すること、③参加者から個人情報（名簿）を取得し後援会が回収することについては、事前に自治会の側に説明を行い、自治会側から合意を得た上で実施したとの認識であり、本件の責任を自治会側に転嫁しているとの認識はございません。

一方で、こちらについても、「公務」と「政務」を区別するための明確な基準、線引きがなされていなかったことが問題の発端であると考えており、その点についてはお詫び申し上げます。

3) 市の補助金を主な収入とする「校区コミュニティ協議会」の政治利用について

市長は、本タウンミーティングを一貫して「政務(個人の政治活動)」であると主張されています。しかし、今回の開催依頼は、市の補助金を主な収入とする「校区コミュニティ協議会」の会長に対して持ちかけられている事実について、どのようにお考えでしょうか。同協議会は、市の公金を主体として活動している公的な性格を持つ組織であり、設立当初から政治利用のリスクを危惧する声がありました。市長個人(政治事務所または後援会)が、校区コミュニティ協議会のトップに対し、自己の政治活動(政務)の主催や協力を持ちかける行為は、明らかな「公金が投入された組織の政治利用」に他ならず、もはや「個人の政務」という言い訳が通用する範疇を完全に逸脱しています。この行為が、自身の回答にある「地域の政治的中立性の確保に配慮している」という主張とどう整合するのか、説明を求めます。

回答

上記回答とも重なりますが、私としては、市長個人(政治事務所又は後援会)

からの持ちかけであるとの理由だけで、一律全て自治会にとって「断れない要請（圧力）」というべきものではないと考えておりますので、あくまでも自治会の自主性が担保される仕組みを確立することが重要であると考えております。

そのうえで、私が「校区コミュニティ協議会」に対して、その自主性を損なわせるような形で働きかけを行ったとの事実はないということだけのご理解をいただきたく存じます。

4) 特定政党の政治家の関与と「中立性」の矛盾について

市長は、当日の司会や進行を市議が担ったこと、国会議員(日本維新の会)による国政報告を行ったことについて「自治会との相談の上で決めた」と説明し、同時に「特定政党の利益を図る行為とならないよう配慮している」とも回答しました。しかし、本来政治的に厳正な中立が求められる自治会の行事において、特定の政党の国政・市政の政治家が前面に出て運営や報告を行っている時点で、「特定政党の利益を図る行為とならないよう配慮している」という回答自体が客観的に見て破綻しています。「自治会の同意があった」としたところで、「政治的中立性が保たれている」と言い切ることに、ご自身の中で全く矛盾や非論理性を感じないのでしょうか。もし本件のような特定政党議員の司会・登壇が「政治的中立性が保たれている状態」であると主張されるなら、市長の基準において、「政治的中立性を逸脱した状態」とは、具体的にどの様な行為を指すのか、明確な定義をお答えください。

回答

前提で申し上げましたとおり、外形的に中立性が保たれているとはいえないとの御指摘については真摯に受け止め、改善させていただきます。

私の中での「政治的中立性を保つ」こととは、「当該団体の自主的判断を阻害するような働きかけは一切しない」との考えでありましたが、それでは外形的に信用性に欠けるとの認識はご指摘のとおりであると思っておりますので、明確な基準を確立させて頂きたいと考えております。

5) 党組織の決定と所属議員の個人参加の矛盾、および政党活動の混同について
市長は前回の回答において、日本維新の会大阪府枚方市支部および大阪維新の会枚方市議会議員団に対し協力要請を行ったものの、両団体からは「中立性を確保する観点等から、組織として主催・運営に関与しない」との判断が下されたとの認識を示されました。しかし、党組織が「中立性が確保できない」として公式に関与を拒否した活動であるにもかかわらず、あえて所属議員個人を動員して開催を強行したのは、党の判断よりも市長個人の政治的利益を優先したということですか。党組織が『不適切』とした基準と、市長が『適切』とした基準の相

違はどこにあるのか。市長の主観による『中立性』が、公党の組織判断よりも優先されるべき正当な理由を述べてください。

また、特定の政党所属の市議会議員、府議会議員、および中司衆議院議員といった個人の政治家に対し、あえて市長(および市長の後援会)が参加要請を行い、司会進行や国政報告を担わせたのはなぜですか。

組織が関与を拒否した政治活動に、各議員と個人的に結びついて参加させるやり方は、「党の活動」と「個人の活動」を市長および各級議員が意図的に混同させているとしか理解することができません。自党の組織すら中立性に懸念を示したこのような集会において、所属議員個人を参加させておきながら「政治的中立性に配慮している」という主張が通るとお考えですか。市長の見解を求めます。

回答

党の判断ではなく、私個人の中にある「当該団体の自主的判断を阻害するような働きかけは一切しない」との基準に従い行動したのになります。

こちらに関しては、私の政治信条を優先させて頂いた結果であります。

3 倫理条例の形骸化(無意味さ)を証明する回答について

1) 倫理条例第2条における「公務に対する信用」の失墜について

市長は前回、枚方市長の職務に係る倫理に関する条例第3条について「執行機関の長としての行動基準」であるため、政務である本件には抵触しないと回答しました。しかし、同条例第2条第2項には「自らの行動が公務に対する信用に影響を与えることを常に認識して行動する」と規定されており、市長自身も第2条は「公私いかに関わらず」守るべき責務と認めています。自治会を隠れ蓑にし、市民に十分な説明なく名簿を収集するような「政務」のやり方が、市長の「公務に対する信用」を著しく失墜させているとは認識していませんか。「政務だから」と言い張れば、市民からの信用を裏切っても条例違反にはならないとお考えですか。

回答

「政務だから」と言い張れば、市民からの信用を裏切っても条例違反にはならないとの考えは当然採っておりませんが、外形的にその様に見える政務を行ってしまったこと自体は真摯に反省し謝罪申し上げます。

市長の職務を遂行するにあたっては、条例を自らの行動規範として常に意識し行動する必要があると、私の政務活動においても同様、誠実に対処し、市民や議会からの信頼確保の観点からは極めて重要であると考えています。そのため、自らの行動で疑義を与えてしまうことになれば改善・見直しが必要であり、今回のタウンミーティングに関しては、運営面において疑念等を抱かせる要因となり得る

ことから、今後さらに政治的中立性の確保が図れるよう運営面の改善を直ちに行ってまいります。

2) 条例の実効性の否定について

本件のような「市政の私物化」とも言える事態が、上記の論理で倫理条例に一切違反しないとされるのであれば、現在の「枚方市長の職務に係る倫理に関する条例」は、権力者による公私混同を一切防ぐことができないのではないのでしょうか。極めて実効性のない無意味な条例であると制定した本人でもある市長自らが証明することになりますが、その見解に相違はありませんか。

回答

「市政の私物化ともいえる事態」との事実はないものと考えております。

また、条例第2条については、公私いかんにも関わらず、自らの行動が市政への信用に影響を与えるとしていることから、市長としての行動のみならず、政治活動においても遵守すべきものと認識しています。

公私混同といった疑義が生じないように、前述のとおり改善を図るとともに、これまで以上に条例第2条を意識した行動を徹底することで、今後も市民の信頼の確保と倫理の保持に努めてまいります。

4. 今後のタウンミーティングの開催方針について

以上の通り、本タウンミーティングは、公共施設の不正利用疑惑、住民自治への不当な介入、特定政党の政治活動との混同など（看過できない重大な問題を多数内包しています。これらの疑義が全く払拭されていない現状においても、市長は今後も同様の手法でタウンミーティングの開催を強行するおつもりですか。これ以上の地域コミュニティの分断や市民への迷惑を防ぐためにも、直ちに中止すべきと考えますが、今後の開催方針について明確に教えてください。

回答

前提のとおりであります。